



高嶺小学校移転改築事業の入札不調に係る 報告について

住民説明会

糸満市教育委員会 教育総務課

令和7年11月23日

式 次 第

10:00 開会

10:00～10:05 開会のあいさつ

10:05～10:30 高嶺小学校移転改築事業の入札不調に係る報告
・調査特別委員会 報告書
・再発防止対応策 等

10:30～10:55 質疑応答

10:55～11:00 閉会

調査の趣旨と経緯

1. 調査の趣旨

- ・令和4年5月・6月発注の「高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）」の入札が2度不調となった。
- ・これにより、当初の令和6年4月開校予定だった高嶺小中一貫教育校の開校時期が見直しとなった。
- ・入札不調の原因を調査し、今後の再発防止に努める。

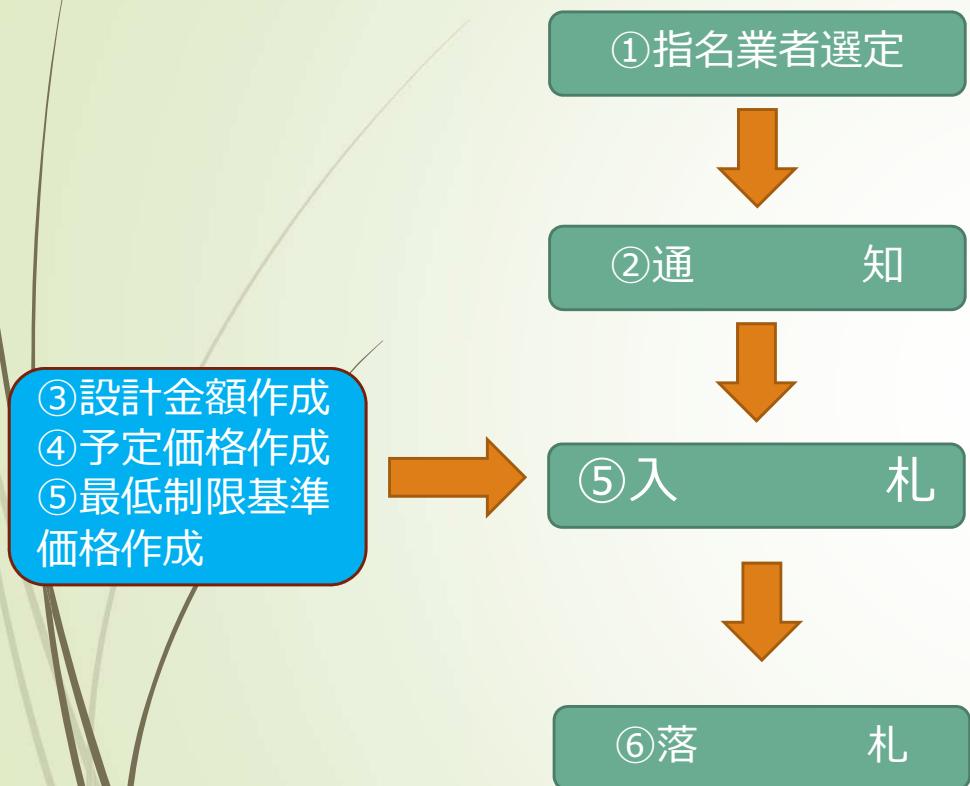
2. 特別調査委員会

- ・設置決定：令和4年12月21日の議会運営委員会にて提案、全会一致で決定。
- ・本会議可決：令和4年12月23日の本会議で設置決議が全会一致で可決。
- ・調査権の委任（百条委員会）：令和6年2月16日の臨時会で、地方自治法第100条調査権の委任に関する決議が可決する。
- ・調査特別委員会 定数 10名 委員長、副委員長、委員（8名）

3. 調査内容

- ①入札不調となった原因究明について
- ②査定率の根拠について
- ③「公共工事の品質確保の促進に関する法律」関連の調査

指名競争入札の流れについて



○ 用語

①指名業者選定

- ・工事概要に応じて、指名審査会にて指名業者を選定

②通知

- ・指名業者に入札案内や設計図書等を通知

③設計金額

- ・入札に付される工事の仕様書、設計書等に基づき、各工種の細別まで厳密に積算された金額。

④予定価格

- ・公共工事の発注者が競争入札を行う際に、その落札金額を決定するための基準となる上限額。

⑤最低制限価格

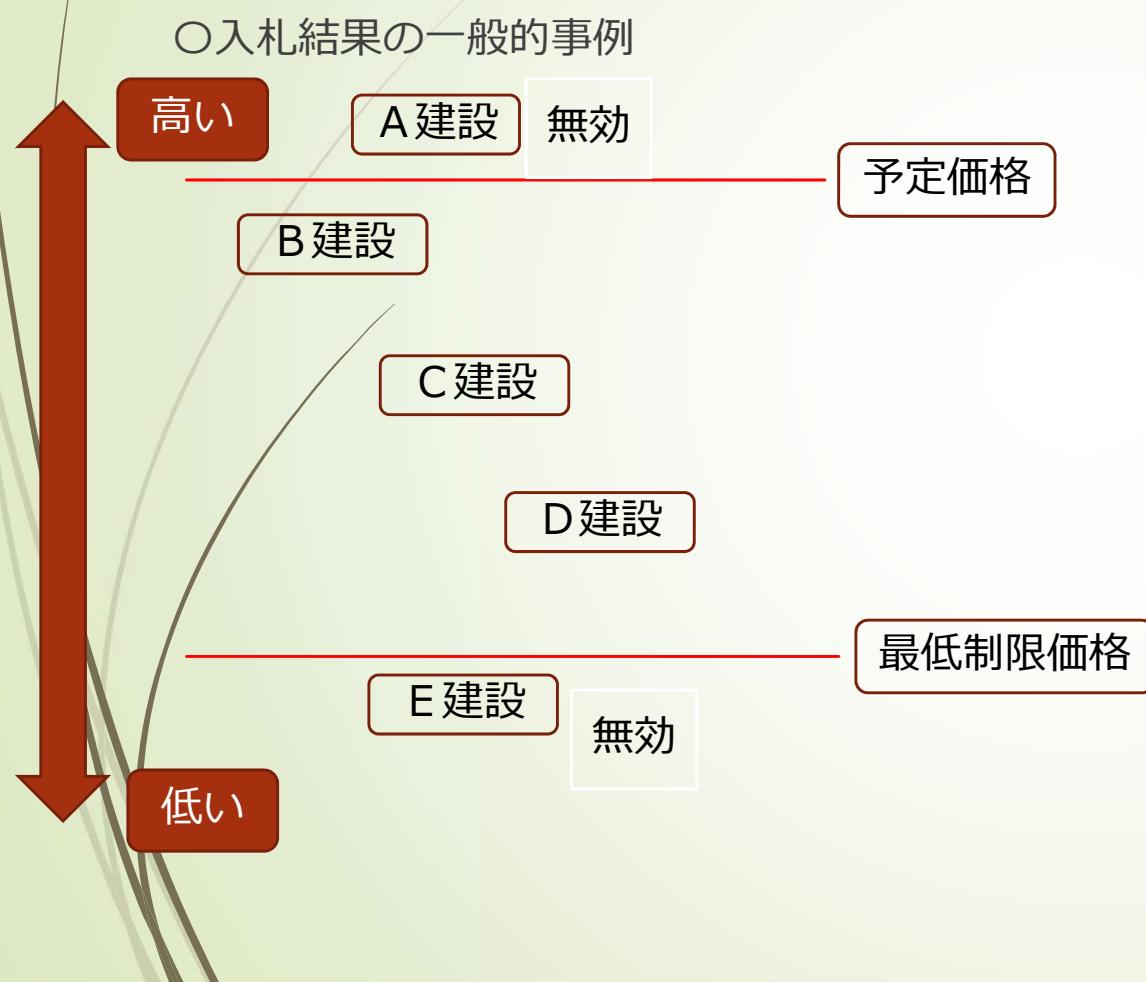
この価格を下回ったら落札できない境界ラインの金額。

⑥落札

- ・指名競争入札において、予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で、最も低い価格を提示した業者が落札

指名競争入札の結果について

参考



○一般的な事例説明

A建設は、予定価格超えており、またE建設は最低制限価格を下回るため無効となります。この事例でありますと、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格を下回らない入札価格のうち、最も低い価格を提示したD建設が落札業者になります。

○落札の条件

最低制限価格 \leq 入札価格 \leq 予定価格

○高嶺小学校の入札結果

①入札1回目

7JV中6JVが辞退届の提出があったため、「入札不調」。

②入札2回目

9JV中8JVが辞退届の提出があったため、「入札不調」。

* 指名競争入札の1社入札は、競争相手がないため無効。

入札不調の主な原因

入札不調の原因に関する認識

調査特別委員会と教育委員会の説明により、以下の原因が判明。

1. 物価上昇の未反映

- ・実施設計完了から入札実施までの間に生じた物価上昇が予定価格に反映されていなかった。
- ・物価上昇率：1回目入札で約20%、2回目入札で約8%上昇

2. 不適切な査定率の設定

- ・見積単価の設定において実勢価格が適切に反映されていなかった。
- ・査定率（低減率）：約61%

・原因：追加予算を確保せず、既定の予算に合わせるために物価上昇を考慮せず、査定率を乗じて設計書を作成した。

査定率に対する専門家の見解

査定率 設定行為の評価

査定率の設定行為について、顧問弁護士と国（国土交通省）に照会を行った。

専門家意見

①顧問弁護士

- 形式的には「歩切り」に該当しない。実質的に歩切りに該当する恐れがある。
「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第7条第1項第1号に違反する行為。

②国土交通省

- 「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切り」には形式的に該当しない。「市場実態や妥当性を確保することなく発注者が独自にいわゆる乗率等を設定する運用」にあたり、実質的に歩切りと類似する結果を招く恐れがある。品確法第7条第1項第1号の趣旨に反し、不適切である。
- 教育委員会も、この行為が歩切りと類似する結果を招く恐れがあると認識している。

*歩切りとは

- 予定価格の決定に当たり、適正に積算された設計書金額の一部を、正当な理由もなく大きく減額し予定価格を策定すること。

予算の調整の経緯と課題①

査定率を設定することになった経緯（教育委員会からの経緯）

- ・事業前倒し：補助金増額による市負担軽減目的で、令和3年度に事業を前倒し。
- ・概算設計：前倒し決定時は設計が完了しておらず、概算設計で予算要求。
- ・懸念事項：物価高騰による建築資材の高騰で予算不足が懸念されていた。
- ・市長調整：予算不足を懸念し、令和4年3月25日、28日の市長調整で、補助金増額分を歳出予算に上乗せしたい旨を調整したが、事業費増額の根拠が不明なため、増額が認められず、査定率（低減率）を乗じて設計書を作成した。

予算調整における市長部局と教育委員会の食違い（参考人・市長への質疑）

- ・市長答弁：教育委員会からの予算要求（18億6,000万円）どおり予算措置しており、自身が減額査定したものではない。

予算の調整の経緯と課題②

- 参考人質疑等において判明したこと

教育委員会は、予算増額ができなかつたため、予算額に合わせた設定をせざるを得なかつた状況と考える。

- 調査特別委員会推察

入札が不調になるほどの査定率が設定されたことから、結果的に「教育委員会の要求どおりに予算措置をした」とは言い難い状況だったと推察される。

- 課題

教育委員会から市長部局への予算要求に関して、開かれた議会での答弁と参考人質疑での答弁にズレが生じていることが確認できた。

結論と再発防止策（調査特別委員会まとめ）

7. まとめ

本件は以下の特殊な状況が重なっていた。

- ・危険校舎への早急な対応が必要だったこと。
- ・事業前倒しにより概算設計で予算要求せざるを得なかったこと。
- ・国の補助制度が複雑で、設計の一部が補助対象外となつたこと。
- ・物価高の影響。
- ・事業前倒しにより設計変更による事業費圧縮が困難でだったこと。

調査特別委員会の見解：

- ・市長をはじめ予算調整に関わる全ての職員が、事業費予算について柔軟に対応する必要があるという共通認識を持つ必要があった。
- ・職員だけでなく市長自身も、どうすればこのような事態を避けられたのかを真剣に考えることが一番の再発防止につながる。

教育委員会の今後の対応策①

▶ 今後の対応策（教育委員会による再発防止策）

1. 財政課との予算調整の強化

- ・工事着手時点の労務単価や資材価格の動向を分析し、適正な予算規模について財政課と調整を行う。
- ・大規模事業では、基本計画・基本・実施設計の各段階から予算額の調整を行い、財政部局との情報共有や協議の機会を十分に確保する。

2. 適正な設計金額の設定

- ・国や県の基準を準用し、適正な予定価格を設定。
- ・最新の基準書や市場単価を採用し、見積書は実勢価格を反映した単価を採用することを徹底。

教育委員会の今後の対応策②

3. 入札不調発生時の対応

- ・入札参加業者へのヒアリングを実施し、見積活用方式の採用、予算の上積みの検討、指名業者の拡大等の対応策を講じる。

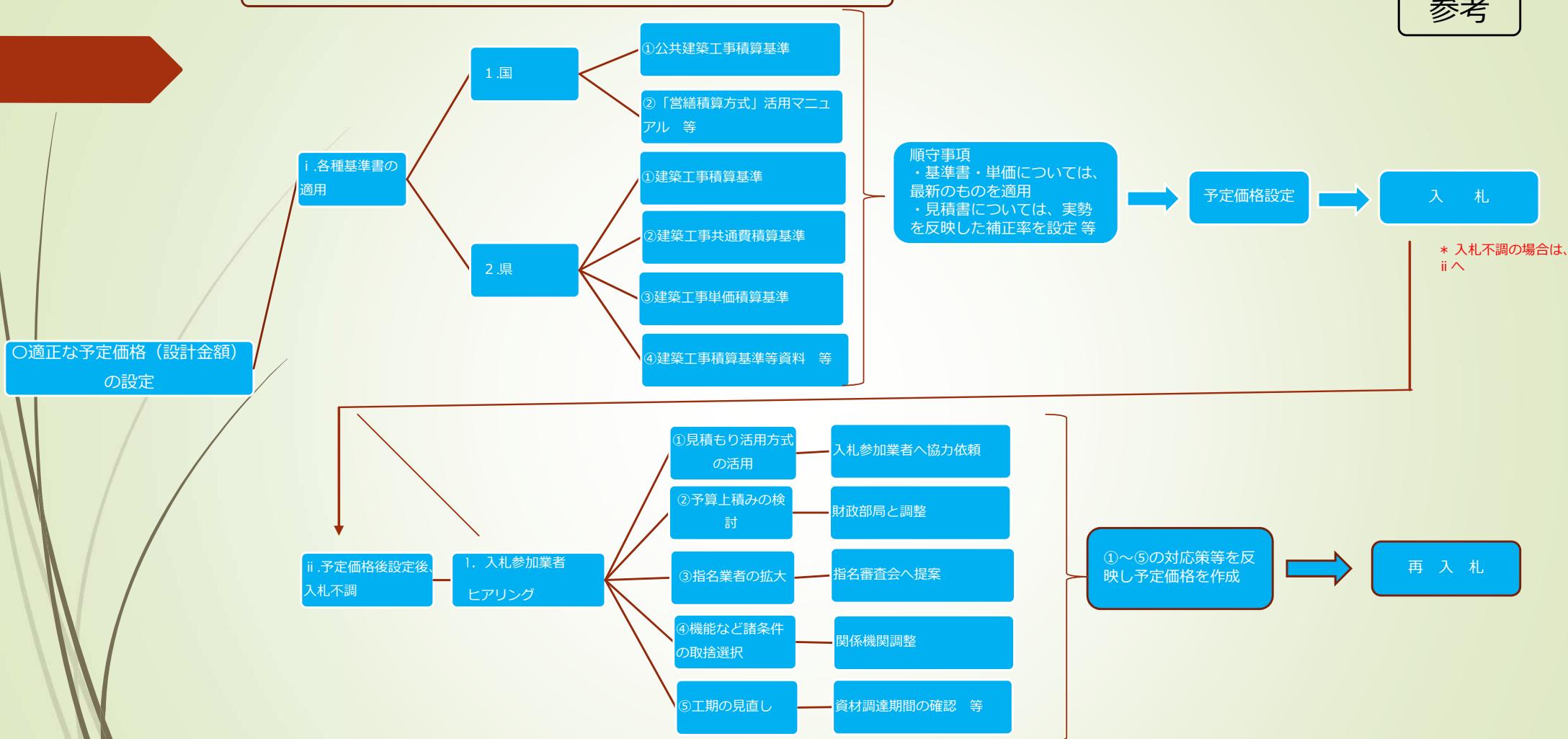
4. 再発防止に向けた体制整備

- ・財政課（契約管財係）において、最新基準書の活用や他市町村の事例を参考に、内規策定の体制整備
- ・財政部局との連携により、予算と市場実勢との乖離を最小限に抑える体制を構築する。

○ 対応策

* 適正な予定価格を設定するために、以下のフロー図に基づいて進める。

参考



注意：財政部局との予算調整においては、施工時期を考慮し、労務費や資材単価の変動推移を予測したうえで、適切な調整を行う。



報告は以上となります。



特別調査委員会の開催状況 (抜粋：中間報告以降)

回数	開催日	
第12回	R6.3.11	令和6年度の調整経費を325千円以内と決定。
第13回	R6.3.27	教育委員会提出資料について説明・質疑。資料要求を決定
第18回・19回	R7.2.13-14	参考人招致（財政担当課長・部長、教育委員会担当課長・部長・係長など計6名）
第21回	R7.4.11	市長に質疑を実施。
第22回	R7.4.24	参考人招致（前副市長）
第23回・25回	R7.8.8	再発防止について教育委員会、財政課に説明を求め質疑。
	R7.9.17	調査報告書について、教育委員会に説明を求め確認。
第26回	R7.9.25	調査報告書を前回一致で決定。